

事業名称	空き家対策の担い手・連携事業
事業主体名	一般社団法人管理権不明不動産対策公共センター
連携先	山口県、山口県内の全市町、山口県土地家屋調査士会、山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、山口県弁護士会
対象地域	山口県下全域
事業の特徴	本事業を行うにあたり、「一社」が、裁判所、弁護士会、土地家屋調査士会、社会福祉協議会、社会福祉士会と地方公共団体の間を取り持つ形を作り、「公」的な立場と「私」的な立場の連携を図り、専門的知見を基礎として、適正に一括一挙的解決（包括的解決）を目指して活動している点に特徴がある。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対内研修の実施：一社社員の共通認識を深める法令検討会&事例検討 ・ 対外研修の実施：県下市町の職員と「一社」社員による合同研修会 ・ 講演会の実施：「一社」社員と連携団体を含む一般市民を対象 ・ 「一社」HPの設置：空き家問題に関する法令紹介を含む情報提供
成果の公表先	<ul style="list-style-type: none"> ① 対外・社内研修については、ホームページで公表している。 ② 家庭裁判所への申立や相談については、当然のことながら、公表しないし、できない。

1. 事業の背景と目的

一般社団法人管理権不明不動産対策公共センター（以下、「一社」という。）の社員は、弁護士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士の専門資格者で構成しており、「行政機関では、解決困難な事案」の解決策を提言する取り組みをしている。民法に規定されている不在者管理人や相続財産管理人制度の適切な運用を活用することが解決策の有効な選択肢であることから、裁判所との連携を意識した活動を目指すこととしている。空き家対策に関する問い合わせや相談の連絡窓口を山口県土地家屋調査士会事務局に置いている。

2. 事業の内容

事業の概要

- ・ 対内研修を実施し、空き家等対策に関する社員間の共通認識を深めている。
- ・ 対外研修を市町担当者や連携諸団体の構成員と行うことを心がけている。
- ・ 空き家対策を担う組織であることを県下に報道機関を通じて広報している。
- ・ 官・民や分野を超えた連携が不可欠であると捉え山口県との連携を軸とする。
- ・ 県下市町職員との合同研修会の場を設定し、情報交換と対応策の検討を行っている。
- ・ 講演会の場を提供し、活動の担い手を広く募集する活動を行っている。
- ・ 多様な諸団体と連携し、気軽に利用できる相談機関としての組織運用を心がけて活動している。

[事業の対象]

- (1) 特に地域社会に迷惑を掛けているケースを対象とする。
- (2) 相続法制のバグ、土地法制の不均衡、行政手続の不備、司法部の弱体さという課題に対する解決策を立てることにしている。

[解決方法]

- (1) 私法的アプローチと公法的方法を融合し（使い分け）、適切・妥当な（コストのかからない）解決を目指す。
- (2) 解決主体とそれらとの連携する組織（裁判所、弁護士会、土地家屋調査士会、社会福祉協議会、社会福祉士会と地方公共団体）の橋渡しの役割を目指す。
- (3) 「公」の機関と「私」の機関を連携させて、一括一挙的な解決を目指している。

[対外研修]

- (1) 市町の空き家対策協議会担当職員や関係職員を対象
- (2) 連携諸団体の構成員を対象

[社内研修]

- (1) 公・私法のアプローチを対外的に訴え、相談を受けることから、社員へ研修をしている。
- (2) 他の連携諸団体主催の行事にも参加し、幅広い情報を収集することとしている。

[広報]

- (1) ホームページを立ち上げて広報ツールとしている。
- (2) 報道機関や市町の職員に閲覧してもらうことを目指している。

[相談]

市町へ寄せられた苦情・相談のうち、市町の対応が難しいケースについて、関与することになっている。空き家対策担当者だけでなく、福祉系の職員にも同席してもらうようにしている。

3. 成果

- (1) ホームページを立ち上げた。(http://kanriken.com)
- (2) 山口県庁記者クラブが対象への情報提供をし、新聞、TVで報じられた。
講演会や研修会については、報道機関より取材・参加を得ている。
- (3) パンフレットの作成と配布（活動する諸団体のパンフレットも含む）
- (4) 県下の空き家対策の担い手を対象とした講演会を実施した。
国の審議会等立法にも関与経験者を講師とした講演会の主催
- (5) 社員と県下の市町職員との合同研修会の企画立案を実施した。

4. 評価と課題

- ① 空き家対策の担い手を強化するための環境整備と公的アプローチと民的アプローチの連携が一步進んできたという評価が出来たと自負している。
- ② 空き家対策に関する担い手となる財産管理人の育成と家庭裁判所への空き家対策事業への周知が課題となる。

5. 今後の展開

山口県下の活動を全国へ波及させるため、社員それぞれが持つネットワークを活用し、他県で活動している団体と積極的に交流を図る。また、他県での取り組みの情報を収集し、山口県下にその果実を持ち帰り、社員が空き家対策に担い手として活動しやすい環境の整備を図っていく。